

## I 事業実施目的

- 利用者支援事業においては、①入園申込時期以前からの事前説明、②面談、電話連絡等による保護者の状況や意向の把握、③利用可能な保育園等の情報の提供、④保護者のニーズに応じた適切な保育の提供、⑤入園に至らなかった場合においても、継続した支援の実施を行うことが重要。
- このような保護者に「寄り添う支援」を実施するため、事業の実施に当たっては、丁寧な相談の実施を維持継続しつつ、開所時間の延長などを実施し、利用者の視点に立った機能強化を推進。
- さらに、一定の場所での実施のみならず、様々な場所への出張相談を行うことで、様々なニーズに対応することができるよう事業実施の拡充を図る。

## II 実施方法

利用者支援事業の更なる拡充を図る観点から、

通常の運営費に加え、

- |   |     |              |
|---|-----|--------------|
| ① 平日夜間に開所し、相談対応等を行う場合                           | ・・・ | 夜間加算         |
| ② 休日にも開所し、相談対応等を行う場合                            | ・・・ | 休日加算         |
| ③ 両親学級、乳幼児検診や地域で開催されている<br>交流の場等に出向き、相談対応等を行う場合 | ・・・ | 出張相談支援加算【新規】 |